

### Ⅲ 業務管理体制の整備と届出等について

(制度の改正と事業者の義務)

障害福祉サービス事業者等による適正なサービスの提供を確保するため、次の法改正が平成 24 年 4 月 1 日から施行され、事業者には、法令遵守等の業務管理体制の整備と届出が義務づけられている。

#### ○法令遵守等の業務管理体制の整備の義務づけ

- 監査・監督機能の強化
  - ・ 本部等に対する立入検査権の創設
  - ・ 不正事業者による処分逃れ防止策
- 連座制の見直し（適用の緩和）
- 事業廃止時のサービス確保

#### 1 業務管理体制の整備の趣旨

以下の目的を図るため、事業者等に対し、法令遵守等に係る業務管理体制の整備を義務づけるもの。

- ・ 法令遵守の義務の履行の確保
- ・ 指定取消事案などの不正行為の未然防止
- ・ 利用者又は入所者の保護と障害福祉サービス等の事業運営の適正化

#### 2 必要な整備内容

事業者は、指定を受けている施設・事業所の数に応じて次の業務管理体制の整備を行う。

整備内容	施設・事業所数
① 法令遵守責任者*の選任 (同一の届出区分では、同一の責任者とする。)	全 て
② 法令遵守規程*の整備 (組織・体制の整備や活動内容を定めたマニュアル)	20以上
③ 業務執行の状況の監査体制 (内部監査又は外部監査)	100以上

※1 指定を受けている施設・事業所は、届出区分（次頁参照）毎に数える。

※2 障害者支援施設で複数サービスを提供している場合、施設の指定1件に含まれていれば1と数える。（例：施設入所支援、生活介護、自立訓練）

※3 多機能型事業所は、指定を受けている事業毎に分けて数える。

※4 基準該当事業所は、事業所数に含めない。

\*法令遵守責任者・・・法令を遵守するための体制の確保に係る責任者

\*法令遵守規程・・・業務が法令に適合することを確保するための規程

(法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要があるが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど、事業者の実態に即したものでよいこと。)

(届け出る「法令遵守規程の概要」については、必ずしも改めて概要を作成する必要はなく、規程の全体像がわかる既存のものでも可。また法令遵守規程を全文添付してもよい。)

### 3 届出が必要なとき

次の場合は、事業者は遅滞なく業務管理体制を整備し、届出(新規又は変更)を行う。

<p>(1) 事業所等の新規指定を受けて事業を開始するとき</p> <p>(2) 事業所等情報を変更するとき(名称、所在地、廃止、休止)</p> <p>(3) 法人情報を変更するとき(名称、所在地、電話、FAX番号、法人種別、代表者(氏名、職名、住所))</p> <p>(4) 2の体制整備内容(法令遵守責任者等)を法人が変更するとき</p> <p>*事業所等の指定等により事業展開地域が変更し届出先区分の変更が生じた場合は、変更前と変更後の双方の行政機関に届け出る必要があります。</p> <p>(例) A県のみで事業展開→新たにB県においても事業を開始した場合 届出先 A県知事 → 厚生労働省に変更</p>
--

### 4 届出区分と届出先

事業者は、指定を受けている施設・事業所について、次の根拠条文ごとに、分けて届出を行う。

根拠条文による区分	指定を受けている施設・事業所	届出先
① 障害者総合支援法 第51条の2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定障害者支援施設</li> <li>・指定障害福祉サービス事業所</li> <li>居宅介護</li> <li>重度訪問介護</li> <li>同行援護</li> <li>行動援護</li> <li>療養介護</li> <li>生活介護</li> <li>短期入所</li> <li>重度包括</li> <li>自立訓練(機能訓練)</li> <li>自立訓練(生活訓練)</li> <li>就労移行支援</li> <li>就労継続支援(A型)</li> <li>就労継続支援(B型)</li> <li>就労定着支援</li> <li>自立生活支援</li> <li>共同生活援助</li> </ul>	県又は中核市 (厚生労働省 ※1)
② 障害者総合支援法 第51条の31	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域移行支援</li> <li>・地域定着支援</li> <li>・計画相談支援(市町村指定)</li> </ul>	県又は中核市 (厚生労働省 ※1) (市町村 ※2)
③ 児童福祉法 第21条の5の26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童発達支援</li> <li>・医療型児童発達支援</li> <li>・放課後等デイサービス</li> <li>・居宅訪問型児童発達支援</li> <li>・保育所等訪問支援</li> </ul>	県又は中核市 (厚生労働省 ※1)
④ 児童福祉法 第24条の19の2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児入所支援</li> <li>・医療型障害児入所支援</li> </ul>	県 (厚生労働省 ※1)
⑤ 児童福祉法 第24条の38	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児相談支援(市町村指定)</li> </ul>	市町村  (県 ※3) (厚生労働省 ※1)

※1 他の都道府県にも指定事業所等がある事業者の場合

※2 市町村指定事業のみを同一市町村内のみで行う事業者の場合

※3 県内同一市町村のみで行う事業所の場合